

外国語指導助手(ALT)の活躍機会の拡大について ー規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループー

2025年3月4日 一般社団法人 日本経済団体連合会

外国語指導助手(ALT)の活躍機会の拡大

No.30 外国語指導助手(ALT)の資格外活動の包括許可の対象範囲拡大

民間企業において雇用されている在留資格「教育」のALTも「**資格外活動」** の「包括許可」の対象とすべき(出入国管理及び難民認定法第19条第2項等) ⇒ 外国人教員の負担軽減・シフトの柔軟化、語学学習機会の拡充

在留資格 「教育」 小学校、中学校、高等学校等で語学教育等の活動が可能。

他方、幼稚園や保育園、大学等の高等教育機関、公民館等は活動の範囲外。

⇒別途「資格外活動」許可を受ける必要

資格外活動の種類

包括許可:1週28時間以内の活動を**包括的に許可**(<u>一定要件を満たす者のみ</u>)

個別許可:「包括許可」対象外の者や範囲外の活動について個別に許可



現在

■ <u>民間企業において</u>雇用されているALTは、 「包括許可」が認められていない

(※地方公共団体に雇用されているALTは認められている)

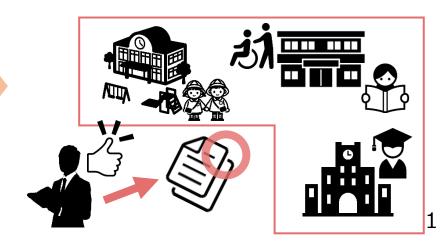
● 活動ごとに「個別許可」を受ける必要。





規制改革後

28時間以内の活動は「包括許可」の対象 となり、手続きが大幅に簡素化



グローバル人材の育成

経団連提言「2040年を見据えた教育改革~個の主体性を活かし持続可能な未来を築く~」 (2025年2月公表)より経団連事務局作成

- 日本人の英語能力は低く、学生数に対して長期海外留学者数は少ない
- ▶ 多文化を理解し、公の精神をもって国内外の人々と協働できる人材育成が要諦
- ▶ 初等中等教育段階で、エドテックを活用した英語教育を推進
- ▶ 優秀な外国人材の戦略的誘致と定着に向けた環境を整備

EF English Proficiency Indexの 日本と韓国の比較(2012-2024) 560 545 537 535 540 523 521 518 515 520 516 492 491 500 487 508 475 480 460 440 420 2012 2014 2016 2018 2020 2022 2024 →日本 →韓国 出所: イー・エフ・エデュケーション・ファースト (EF) 「EF EPI英語能力指数 2024」

海外留学の促進・英語教育

- ・国の奨学金の大幅拡充、
- ·生成AIを活用したスピーキング強化 等



優秀な外国人留学生の戦略的誘致

・日本語教育の充実・普及 等



大学の国際化

・入学・卒業時期の柔軟化 等



企業におけるグローバル人材育成

・複数の企業が連携した課題解決研修等

要望のポイント

(1)地方創生への貢献度



本来、同じ在留資格を持つ外国人であれば、原則として雇用されている機関が公的機 関か民間企業かによって在留資格上の手続を大きく変えるべきではない。

⇒地方創生の貢献度は、雇用主が民間か自治体かによってではなく、活動内容によっ て判断されるべき

(2) 行政手続きの効率化



民間雇用のALTが、自治体雇用のALTより多くの申請手続きにコストが発生。 ⇒自治体雇用に比べて、民間雇用の外国人のALT本人や企業側の申請手続きの負担大

(3) 多文化共生社会の実現



各地域でALTが活躍しやすい環境を整えることは、より日本が多文化を受け入れる下 地に。語学学習を通じた日本人のリスキリングやグローバルな視野を持った人材育成 につながる。

参考:外国語指導助手(ALT)の活躍機会の拡大

<要望内容・要望理由>

在留資格「教育」を取得している外国人は、日本の小学校、中学校、高等学校等において語学教育等の活動が可能であり、2023年末時点で約14,000人となっている。このうちの多くが外国語指導助手(ALT)として、地域の外国語教育の普及や国際化の推進に貢献している。

しかし、在留資格「教育」では、幼稚園や保育園、大学等の高等教育機関、公民館等において外国語指導を行うことができない。このため、これらの活動を行おうとする場合、別途、「資格外活動」許可を受ける必要がある。「資格外活動」は大きく、①一定の要件に合致し、I週について28時間以内の活動である場合に包括的に資格外活動が許可される「包括許可」、②「包括許可」に掲げる範囲外の活動について、個々に許可される「個別許可」の2通りがある。近年では、幼稚園や保育園における語学教育だけでなく、放課後の語学指導や語学キャンプ、大人を対象とした公民館での語学学習といった、生涯学習・リスキリングとしての語学教育のニーズは増加しており、在留資格「教育」での活動範囲を超えた「資格外活動」の必要性が高まっている。

こうした中、在留資格「教育」を取得している外国人のうち、JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)等を通じて、地方公共団体等に雇用されているALT(2023年12月時点で約5,100人)は、「包括許可」の対象として認められている。一方で、民間企業において雇用されているALT(同、約6,200人)は、「包括許可」の対象と認められておらず、幼稚園や保育園、大学等の高等教育機関、公民館での外国語指導のそれぞれの活動ごとに、「個別許可」を受ける必要があり、その手続きは「包括許可」に比べて煩雑となっている。また、「個別許可」は教える場所に紐づいているため、病欠などで急にシフト変更が必要になった際に、他の教員に振り替えることも難しい。

そこで、地方公共団体等に雇用されているALTにのみ認められている「資格外活動」の「包括許可」の対象範囲について、民間企業において雇用されている在留資格「教育」のALTについても、その対象とすべきである。

これにより、民間企業で雇用されている外国人の負担軽減や教員シフトの柔軟化に加え、語学学習を通じた日本人のリスキリングやグローバルな視野を持った人材育成につながることが期待できる。

<根拠法令等>

出入国管理及び難民認定法第19条第2項

出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第2号